

未来のまちづくりにあなたの一票を

# 長門市議会議員一般選挙



## 投票日

## 1月26日(日)

### 投票できる人は

選挙人名簿登録者に限られます。（選挙権停止中の者は除く）  
 選挙人名簿は、昭和58年1月27日までに生まれた日本国民で、平成14年10月18日以前から引き

1月26日(日)は、長門市議会議員一般選挙の投票日です。市民の皆さんにとっては一番身近で関心の高い選挙です。あなたの一票は、長門市の将来を決める大切な一票です。よく考えて、あなたの大切な一票をムダにしないよう、投票日には皆さんそろって投票しましょう。

続いて長門市の住民基本台帳に記載されている人が登録されています。ただし、名簿に登録された人でも、投票日の当日までに他の市町村に転出した人は、投票できません。

引き続き、名簿に登録された人でも、投票日の当日までに他の市町村に転出した人は、投票できません。

## 入場券を忘れずに！

投票所を案内する入場券は郵送します。氏名と投票所をよくお確かめのうえ投票日には必ずご持参ください。  
 万一、投票所入場券が届かない場合や入場券を紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日、投票所の受付係にお申し出ください。



### 選挙人名簿縦覧

選挙人名簿の縦覧を行います。  
 ●とき 1月19日(日)・20日(月)  
 ●ところ 午前8時30分～午後5時

●ところ  
 選挙管理委員会事務局  
 (旧市立図書館)

### 転居と投票所

平成15年1月17日までに転居(市内での住所変更)の届け出をした人は、新住所の投票所で投票ができます。  
 1月18日以後に届け出をした人は、旧住所の投票所での投票となります。

### 投票の時間は

午前7時から午後8時までです。(大坪投票所は午前7時から午後7時までです。)

### 投票は決められた投票所で

投票は、決められた投票所で行うことになっています。郵送された「入場券」で投票所を確認してください。

### 候補者の氏名はハッキリと

投票は、候補者の氏名を一人だけはっきり書いてください。候補者の氏名や字を忘れたときは、投票記載台の上の候補者一覧表を参考にしてください。